

国内旅行条件書〔受注型企画旅行契約の部〕

企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

- 旅行業法第十二条の四による取引条件説明書面
- 旅行業法第十二条の五による契約書面

1. 受注型企画旅行契約の適用範囲

- (1) ご旅行の実施にあたり、お客様は ANA あきんど株式会社（以下「当社」といいます）と、受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。国内旅行条件書に記載のない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- (2) 当社が法令に反せず、かつ、お客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2. 用語の定義

- (1) 「受注型企画旅行」とは、当社が、お客様からのご依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- (2) 「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下、「提携会社」といいます。）のカード会員との間で締結する受注型企画旅行契約であって、提携会社が定めるカード規約に従って決済することをいいます。通信契約にてお申込みご契約されるお客様は、クレジットカード会員情報（カード番号、氏名、有効期限等）その他の必要事項を当社が定める期日までに、当社に通知しなければなりません。

3. 旅行契約の内容

当社は、旅行契約においてお客様は当社が作成した旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

4. 当社の代行者

当社は、旅行契約および旅行契約の履行に当たって、全部又は一部を他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

5. 契約の締結・企画書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約の申込みをされるお客様からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の

内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

- (2) 当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金(以下「企画料金」といいます。)の金額を明示することがあります。

6. 契約の申込み（団体・グループを含みます）

- (1) 企画書面に記載された旅行計画内容にて旅行契約をお申込されるお客様は、当社所定のご旅行申込書に必要事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 前項の旅行契約に関し、通信契約にてお申込みされるお客様は、前項の規定にかかわらず、クレジットカード会社の会員番号、その他必要事項を当社に通知しなければなりません。
- (3) 第一項の申込金は、旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）または取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- (4) 特別な配慮を必要とする方は、契約の申し込み時にお申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。お客様からの申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担となります。
- (5) 参加される複数のお客様が、責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めてお申込みの場合、旅行契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を、当社は契約責任者が有しているものとみなします。なお、未成年者（18歳未満の方）が、契約責任者になることはできません。
- (6) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿（参加者名簿）を当社に提出しなければなりません。
- (7) 契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後の代表者は契約責任者によって旅行参加者の中からご選任いただきますが、未成年者（18歳未満の方）は旅行開始後の代表者になることはできません。
- (8) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

7. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) お客様（契約責任者および構成者）が、旅行中に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様のクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様（契約責任者および構成者）が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は、総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- (4) お客様（契約責任者および構成者）が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (5) お客様（契約責任者および構成者）が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- (6) 当社の業務上の都合があるとき。

8. 契約の成立時期（団体・グループを含みます）

- (1) 旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾し、第6条第一項の申込金を当社が受理した時に成立します。
- (2) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様（契約代表者）に到達した時に成立します。
- (3) 団体・グループ旅行（原則として、15人以上）の場合、契約責任者と旅行契約を締結する場合において、

第6条一項にかかわらず、当社は申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。

- (4) 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく旅行契約を締結する場合には、当社は契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、旅行契約は当社が当該書面を交付した時に成立するものとし、

9. 契約書面の交付

- (1) 当社は、旅行契約の締結後、速やかにお客様（契約代表者）に対して、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- (2) 当社は、企画書面において企画料金の金額を明示する場合、当該金額は前項の契約書面において明示します。
- (3) 当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面において記載します。

10. 確定書面の交付

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合、利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面を交付した日から旅行開始日の前日までの契約書面に定める日までに、これら確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には前条三項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

11. 情報通信の技術を利用する方法

当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、企画書面及び旅行契約を締結する時にお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した契約書面又は、確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面を電子交付する場合があります。

12. 旅行代金

- (1) お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し旅行代金を全額お支払いください。
- (2) 通信契約の場合、旅行代金をお支払いいただくクレジットカード会員情報（カード番号、氏名、有効期限等）をお客様より申し受け、当社は提携会社所定の伝票へのお客様署名なくして、旅行代金の決済をお受けします。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (3) 旅行代金は、銀行振込、クレジットカード決済、ANA 旅行券、ANA 利用券、ANA スカイコインにて承ります。銀行振込手数料および旅行券または利用券の送付費用につきましては、原則としてお客様ご負担となります。

13. 契約内容の変更

- (1) お客様は当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は可能な限り旅行者の求めに応じて変更手配を行います。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画（運行計画）によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、

旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、当社が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。

1 4. 旅行代金の額の変更

- (1) 利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面の交付の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその範囲内にて旅行代金の額を増加又は減少することができます。
- (2) 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- (3) 当社は、前条の契約内容の変更により、取消料、違約料が生じる場合には、当該契約内容の変更の際には、その範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金を変更する旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

1 5. お客様（契約代表者及び構成者）の交代

- (1) 当社と旅行契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。ただし、原則として所定の取消手数料が生じます。
- (2) 航空会社など運送機関の予約（座席の確保）に際して、構成員名簿を提出（ネームイン）した場合には、運輸機関の規定などにより、契約代表者及び構成者の交替をお引き受けできない場合があります。

1 6. お客様の契約解除権

- (1) お客様は、企画書面に記載されたところに従って、取消料又は企画料金（以下「取消料等」といいます。）を当社に支払って旅行契約を解除することができます。
- (2) 通信契約の場合には、当社はおお客様の署名なくして取消料等の支払いを受けます。
- (3) お客さまは次に掲げる場合において、取消料等を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

〔旅行開始前〕

- 一 当社によって契約内容が変更されたとき。
ただし、その変更が別表第二上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
- 二 第14条(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 三 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 四 当社が旅行者に対し、第10条(1)の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 五 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

〔旅行開始後〕

- 一 旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。

二 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

〔取消料（第 16 条第 1 項関係）／別表第一〕

一 国内旅行に係る取消料 区分	取消料
(一) 次項以外の受注型企画旅行契約	
イ) ロからへまでに掲げる場合以外の場合 (当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 20%以内
ハ) 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合 (ニからへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 30%以内
二) 旅行開始日の前日に解除する場合	
ホ) 旅行開始当日に解除する場合（ヘに掲げる場合を除く。)	旅行代金の 40%以内
ヘ) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 50%以内 旅行代金の 100%以内
(二) 貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約	
	当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 (一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。	
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

17. 当社による契約解除権〔旅行開始前〕

(1) 次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 二 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 三 旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 四 スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 五 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 六 通信契約の場合において、お客様のクレジットカードが無効になるなど、旅行代金をカード決済できなくなったとき。
- 七 旅行者が第 7 条 (3) ～ (5) のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) お客様が、契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、前条に定める取消料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。

18. 当社による契約解除権〔旅行開始後〕

(1) 次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。

- 一 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- 二 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は、

同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

三 旅行者が第7条(3)～(5)のいずれかに該当することが判明したとき。

四 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

- (2) 当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- (3) 前項の場合、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービス部分の金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

19. 旅行代金の払い戻し

- (1) 旅行代金が減額された場合又は旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、旅行者に対し当該金額を払い戻します。
- (2) 通信契約の場合には、旅行代金が減額された場合又は旅行契約および通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、当該金額を払い戻します。当該通知日をカード利用日とします。
- (3) 前二項の規定は、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

20. 契約解除後の帰路手配

- (1) 当社は、18条(1)又は(4)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
- (2) 前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

21. 旅程管理

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対して次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が、旅行中に旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- (2) 前項の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

22. 当社の指示

お客様（構成員を含む）は、旅行開始後から旅行終了までの間において、旅行を安全かつ円滑に

実施するために、当社及び手配代行者、旅程管理を行う添乗員等の指示に従わなければなりません。

2 3. 添乗員等の業務

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて、2 1 条に掲げる旅程管理業務、その他当該受注型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- (2) 前項の添乗員その他の者が、添乗業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。

2 4. 保護措置

当社は、お客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに、当社の指定する方法にて支払わなければなりません。

2 5. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たり、当社又は当社が第 4 条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物に生じた 2 5 条第一項の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して、国内旅行は 14 日以内に、海外旅行は 21 日以内に、当社に対して通知があったときに限って、旅行者 1 名につき、15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く。）として賠償します。

2 6. 特別補償規定

- (1) 当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、特別補償規程で定めるところにより、お客様が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 前項の損害について、当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- (3) 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
- (4) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（いわゆるオプションツアー）については、受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (5) お客様の損害が、故意、酒酔い運転、疾病等のほか、特別補償規程第 3 条および第 5 条に該当する場合は、当社は（1）の補償金および見舞金はお支払いいたしません。
- (6) お客様が、旅行の行程から復帰の有無および復帰の予定日時等の連絡なしに離団された場合は、離団中に被られた損害については、補償金および見舞金はお支払いいたしません。
- (7) 本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（特別補償規定）に定めるところによります。

27. 旅程保証

(1) 当社は、契約内容の重要な変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）が生じた場合、変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内に支払います。ただし、当該変更について、当社に第25条一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

一 次に掲げる事由による変更

イ 天災地変

ロ 戦乱

ハ 暴動

ニ 官公署の命令

ホ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ 当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

二 第13条第一項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第16条から第18条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に1.5%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

(3) 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第28条第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金とお客様が返還すべき変更補償金を相殺した残額を支払います。

〔変更補償金（第27条第1項関係）／別表第二〕

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額	
	1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日 までにお客様に通知 した場合	旅行開始日以降にお 客様に通知した場合
①契約書面に記載した旅行開始日または終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設 (レストランを含みます) その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%

③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した日本国内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%

- 注 1：最終旅程表が交付された場合、契約書面とあるのを最終旅程表と読み替えたうえでこの表を適用いたします。
契約書面の記載内容と最終旅程表の記載内容との間または最終旅程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき 1 件として取り扱いたします。
- 注 2：1 件とは、運送機関の場合 1 乗車船等ごとに、宿泊機関の場合 1 泊ごとに、その他旅行サービスの場合 1 該当事項ごとに 1 件といたします。
- 注 3：③または④に掲げる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 件として取り扱いたします。
- 注 4：④または⑥もしくは⑦に掲げる変更が 1 乗車船または 1 泊の中で複数生じた場合であっても、1 乗車船または 1 泊につき 1 件として取り扱いたします。

28. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、旅行契約を締結するに際して当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

29. 国内旅行保険加入のおすすめ

安心してご旅行していただくため、国内旅行傷害保険(および航空機欠航・遅延オプションプラン)へのご加入をお勧めいたします。

30. 旅行業約款準拠・その他

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。契約書面に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。